

## 議第33号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年三島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士